

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、有岡小学校 P T A と称し、事務所を有岡小学校内（伊丹市伊丹 7 丁目 1 番 1 号）におく。

## 第2章 目的及び事業

第2条 本会は、家庭と学校が一体となって児童の福祉を増進し、健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

1. よりよき学校をつくるための事業
2. 家庭並びに社会的環境の向上を図るために必要な事業
3. 通学路の見守り活動を PTA 事業とする。
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本会では、次の活動を行わない。

1. 学校管理や教職員の人事への干渉。
2. 特定の宗教的活動や政治的活動。
3. 営利を目的とする活動。

## 第3章 会員

第5条 本会の会員は全て平等の権利と義務を有する。

1. 本会の会員になることのできる者は、学校に在籍する児童の保護者と教職員とする。保護者は有岡小学校に児童が入学又は転入した日をもって入会し、卒業又は転出した日に退会する。教職員は有岡小学校に着任した日をもって入会し、退職又は離任した日に退会する。
2. 会員はすべて所定の会費を納めて、第 2 章の目的を達成するための事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を有する。
3. 保護者については児童が属する世帯を、教職員については個人を単位として、一世帯又は一人を一会員として換算し、その合計を会員数とする。同一世帯内に複数の児童が属する場合、その世帯は一会員として取り扱う。
4. 入退会は任意である。諸事情により入会を希望しない場合は入会事由が発生した日から 14 日以内に書面にて入会辞退届（任意形式）を本会に提出する。その他の事由により退会を希望する場合は書面にて退会届（任意形式）を本会へ提出する。
5. 入会辞退、退会の受理日をもって PTA 事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を喪失する。
6. 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

## 第4章 役員

第6条 本会に次の執行部役員をおく。

1. 会長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 書記 1 名以上
4. 会計 2 名以上（保護者 1 名以上・教職員 1 名）

第7条 執行部役員選出方法は次のとおりとする。

1. 選考委員会を設置する。
2. 選考委員会は若干名の会員で構成する。
3. 選考委員会は次にあげる執行部役員を選考し、総会において推薦し承認を受ける。具体的選考方法については細則で定める。  
1. 会長 2. 副会長 3. 書記 4. 会計

第8条 本会の執行部役員は次の職務を遂行する。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
3. 書記は会務を処理する。
4. 会計は会計を担当する。

第9条 執行部役員の任期は、毎年定期総会より翌年の定期総会までとする。但し、再任は妨げない。なお、執行部役員経験者は、経験年数に関係なく以降の委員は免除することができる。具体的免除の内容は細則で定める。

## 第5章 委員

第10条 本会に次の委員をおく。

専門委員

第11条 専門委員は学年毎に会員の互選により選出する。まず、保護者若干名を各専門部に応じ選出し、各専門部の担当を決める。

第12条 委員の職務は本会の事業を分担し、本会の目的達成のため、全会員の意向を代表し、会員が権利と義務を全うできるように努めるものとする。

第13条 委員の任期は、執行部役員に準ずる。

## 第6章 会議

第14条 本会は次の会議をもつ (1) 総会 (2) 委員総会 (3) 運営委員会

第15条 総会は全会員によって構成する本会の最高決議機関であり、定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は、年度初めに会長が招集する。
2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の 3 分の 1 以上の要求があったとき、30 日以内に会長が招集する。もしくは、議案に対する賛否を記載した議決権行使書による書面総会を行うことができる。この場合、提出された書面(電磁的記録)

を含む)をもって出席とみなす。

3. 総会は委任状を含め会員の3分の2以上の出席を得て成立する。

第16条 総会の議長は、出席した会員の中から選ばれる。

第17条 総会においては次の事項を議決、承認する。

1. 活動および決算報告
2. 会計監査報告
3. 執行部役員及び会計監査の承認
4. 活動方針、活動計画、予算の決議
5. 規約の改廃
6. その他本会の目的を達成するために必要な事項

第18条 総会の議事は、出席者または議決権行使書の過半数で決める。賛否同数のときは、議長がこれを決める。

第19条 書面議決権行使書による総会を行う場合には、会員は、会長に対し総会議案に対する質問をすることが出来る。この場合において、会長は速やかにその回答をしなければならない。

第20条 委員総会は執行部役員、委員及び顧問をもって構成し、会長の招集により開催する。会の目的達成に必要な事項について議決、承認する。

第21条 運営委員会は、執行部役員および顧問をもって構成し、会長の招集により開催する。会務の運営、活動について議決、承認する。

1. 運営委員会にて総会の必要がないとされた事項に関しては、運営委員会にて議決できる。
2. 本規約を施行するにつき必要な細則は運営委員会においてこれを定める
3. 本規約に明文なき事項については、運営委員会に委任する。

## 第7章 会計

第22条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入を以て当てる。

1. 会費は毎月、児童及び教職員1名につき200円とし、5月(4~7月分)・9月(8~12月分)・1月(1~3月分)に各学期分をまとめて徴収する。
2. 有岡小学校と本会において徴収事務の委任契約を交わし学校徴収金と併せて所定の金融機関から引き落とす。
3. 年度途中の転出入者の会費の取り扱いは、次のとおりとする。  
ア 転入の場合、転入したときに第22条1項に規定する額の会費を徴収する。  
イ 転出の場合、既に納めた会費は返還しない。
4. 退会者の会費の取り扱いは、次のとおりとする。  
ア 会費請求月以前の場合、会費を徴収しない。  
イ 会費請求月以後の場合、会費を徴収し、既に納めた会費は返還しない

第23条 本会の月額会費を変更する場合は、運営委員会で作案をつくり、総会で議決する。

第24条 本会の経費は総会において議決された予算に基づい

て運用する。年度途中で過不足が生じた場合は、運営委員会の承認により費目転用を行うことができる。

第25条 本会は、次の一般会計及び特別会計として周年記念積立金ならびに備品積立金を設置する。

1. 一般会計は本会の事業・活動にかかる費用を収支する。
2. 周年記念積立金は周年行事活動にかかる費用を支出する。毎年度一般会計より繰入を行うことができる。周年行事実施にあたっては、実施年度および次年度の総会において、予算の決議、収支決算の承認を受けるものとする。
3. 備品積立金は本会における備品購入にかかる費用を支出する。毎年度一般会計より繰入を行うことができる。予算、収支決算については総会での決議、承認を受けるものとする。年度途中で費用支出が発生する場合は、運営委員会の承認を経て支出を行い、次年度の総会にて承認を受けるものとする。
4. 本会の目的を達成するために必要な特別会計を設置又は廃止するときは、運営委員会の承認を経て、総会の決議を受けるものとする。

第26条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第27条 本会の決算は会計監査による監査を受け、総会にて報告、承認を得るものとする。

第28条 当期の決算において剰余金が生じた場合は、次年度会計へ繰り越すこととする。また、年度替わりにおいて新年度予算未成立の場合は、新予算が成立するまで前年度予算に準じて収支をする。

## 第8章 会計監査

第29条 本会に、4名(保護者2名・教職員2名)の会計監査をおく。

第30条 会計監査は運営委員会において会員中より選出され、総会の承認を得るものとする。また、会計監査と当期役員の兼務は認めない。

第31条 会計監査は次の職務を遂行する。

1. 本会の収支決算報告書およびその帳票類により、当年度の会計の監査を行う。
2. 総会の15日前までに会長へ監査結果を報告し、総会において監査結果を報告する。
3. 会計監査は会計に、関連書類の提出を求められることができる。
4. 決算監査以外においても、会計処理において疑義がある場合は、臨時監査ができるものとする。

第32条 会計監査の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

## 第9章 顧問

第33条 本会に顧問若干名(学校長その他)をおく。

第34条 顧問は会長が委嘱し、運営委員会の諮問に応じ意見

を述べる。

## 第10章 同好会

第35条 本会に同好会をおくことができる。

第36条 同好会は総会の承認を得なければならない。

## 第11章 慶弔規約

第37条 本会の会員の慶弔については、次のとおり慶弔金を贈る。

1. 本会の会員死亡の時 3,000 円の香料 供花一基
2. 前項の慶弔に対しては一切返礼を要しない。

## 付則

第38条 本規約は総会の決議を経た日よりこれを施行する。

### 【設立年月日】

昭和44年 4月 1日

### 【規約改正年月日】

昭和52年1月30日

昭和56年 5月10日

昭和59年5月13日

平成2年 5月13日

平成5年 3月 6日

平成 7年 5月 1日

平成 9年 5月 7日

平成11年 5月15日

平成14年 5月16日

平成15年 5月21日

平成19年 5月 9日

平成22年 5月 7日

平成23年 5月10日

平成25年 5月 8日

平成27年 5月 8日

平成28年 3月 2日

平成29年 5月 2日

平成30年 3月 2日

2019(令和元)年 5月 8日

2020年 4月 1日

2021年 5月31日

---

## 有岡小学校 PTA 規約細則

### 1. 規約第6条に基づく役員細則

会長1名、副会長若干名、書記1名、会計1名を執行部が円滑に活動できる必要人数とする。

### 2. 規約第7条に基づく役員選出細則

- (ア) 立候補者を優先的に役員として選出するが、必要人数に満たない場合、推薦のあった方への打診等、円滑に活動ができる人数が選出できるようにする。
- (イ) 選考は選考委員会が行う。選考委員会は執行部役員経験者および顧問で構成する。職務内容の説明や推薦された方への打診等の作業については、必要に応じて現執行部役員が補佐をする。
- (ウ) 尚、委員選出までに、副会長・書記・会計の選出ができなかった場合、この役職が担当する実務をその他すべての委員で分担しPTA活動が円滑に行えるようにする

### 3. 規約第9条に基づく役員免除細則

- (ア) 経験者とは、任期内の活動において3分の2以上活動された方のみを対象とする。
- (イ) 経験者の細則は、他の委員も準ずる。
- (ウ) 執行部経験者は、子どもの人数に関係なく永年免除とする。(2020年度執行部経験者から)

### 4. 規約第11条に基づく委員選出細則

専門委員は学年単位で選出され、地区愛護部、学力向上委員会に所属する。

### 5. 規約第21条に基づく運営委員会の細則

- (ア) 顧問の書面による議決権行使により議決するものとする。この場合において、顧問の3分の2以上の議決権行使書の提出があった場合に運営委員会は有効なものとし、顧問はその過半数で決定する。
- (イ) 書面議決権行使による運営委員会を行う場合は、顧問は、会長に対し議案に対する質問をする事が出来る。この場合において、会長は速やかにその回答をしなければならない。